

秋田県指導者登録システム 登録状況について【R8.3.1現在】

平均年齢	48.9
	未設定 1

年代別

10代	1	0.4%
20代	13	5.4%
30代	37	15.4%
40代	76	31.5%
50代	67	27.8%
60代以上	47	19.5%
未設定	1	0.4%
合計	241	

性別

男	204	84.6%
女	33	13.7%
未設定	4	1.7%
合計	241	

職種

会社員	86	35.7%
公務員	35	14.5%
学校関係	34	14.1%
自営	36	14.9%
学生	2	0.8%
未設定	48	19.9%
合計	241	

有資格者	217	90.0%
------	-----	-------

指導可能地域（人） （複数回答あり）

秋田市	115
能代市	13
横手市	21
大館市	22
男鹿市	28
湯沢市	18
鹿角市	33
由利本荘市	39
潟上市	20
大仙市	44
北秋田市	17
にかほ市	36
仙北市	25
小坂町	7
上小阿仁村	7
藤里町	8
三種町	11
八峰町	18
五城目町	15
八郎潟町	13
井川町	16
大潟村	15
美郷町	16
羽後町	18
東成瀬村	10

指導可能競技（人） （複数回答あり）

陸上競技	25	自転車競技	0
器械体操	3	ボクシング	0
新体操	3	ホッケー	0
卓球	11	ウエイトリフティング	2
水泳	7	カヌー	0
バスケットボール	25	フェンシング	2
パレーボール	42	ダンス	1
ハンドボール	10	アーチェリー	0
ソフトテニス	15	なぎなた	0
テニス	7	少林寺	3
バドミントン	8	スキー	8
ソフトボール	8	スケート	0
レスリング	4	アイスホッケー	0
ラグビーフットボール	5	ボルダリング	1
サッカー	15	その他	25
剣道	13		
柔道	16		
相撲	1		
弓道	4		
空手道	3		
硬式野球	17		
軟式野球	39		
ヨット	1		
ボート	1		
登山	0		

ジュニアスポーツ指導者等研修オンデマンド研修講座について

1	子どもの身体活動・運動の現状とACPの意義 【約25分】	県スポーツ少年団 副本部長 小笠原 重夫 氏	県スポーツ科学センター スポーツ振興チーム
2	選手が競技に参加・継続するための大切な3つのコト 【約35分】	県スポーツ科学センター メンタルトレーニングアドバイザー 渡瀬 友斗 氏	県スポーツ科学センター 医科学チーム
3	その不調〇〇不足かもしれません ～中高生女子アスリートの健康課題～ 【約35分】	えのきこどもクリニック 副院長 榎 真美子 氏	県スポーツ振興課
4	プレイヤーズセンタードなコーチング 選手の自主自立を促す指針 【約20分】	ブラウブリッツ秋田 スポーツダイレクター 臼井 弘貴 氏	県スポーツ協会
5	学校部活動の意義と適切な指導・運営に向けて 【約25分】	県教育庁保健体育課 指導主事	県教育庁保健体育課

01 中学校部活動地域展開推進事業

スポーツ庁「地方スポーツ振興費補助金(運動部活動の地域展開等推進事業)」活用

【目的】

将来にわたって生徒が継続的にスポーツ活動に親しむ機会を確保・充実させるために国による補助事業を活用し、地域の実情に応じたスポーツ活動の最適化に向けた伴走支援などを実施する。また、市町村を越えた広域的な取組など、地域の実情に応じた課題解決を具体的に支援する取組を推進する。

現状

- ・協議会組織の設置 96% (24/25市町村)
- ・推進計画の策定(予定含む) 84% (21/25市町村)
- ・コーディネーターの配置 44% (11/25市町村)

課題

- ・指導者の偏在、人的・物的資源の違いによる、市町村の取組差・進捗差の懸念
- ・指導者や運営団体等の確保、保護者の負担などの課題に対する市町村への支援体制の強化

事業内容

◇実施地区 県内11市町村

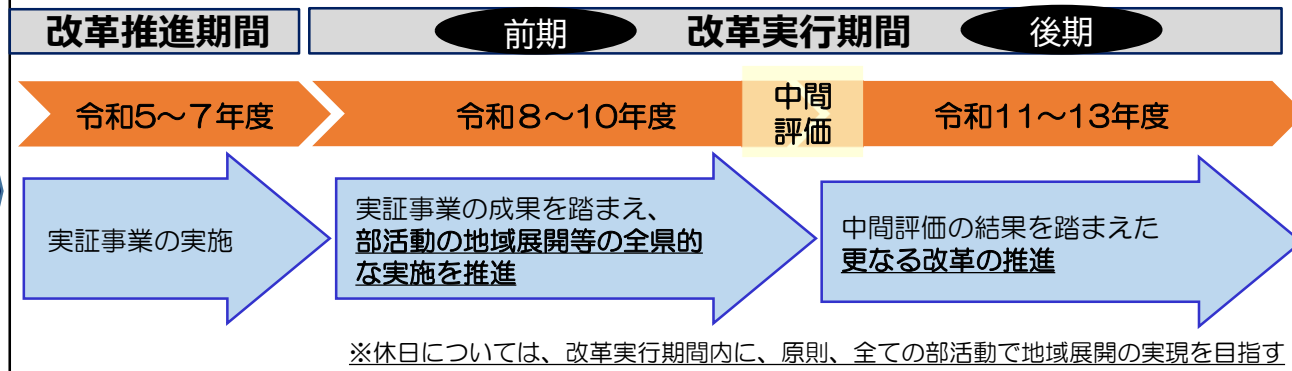
◇取組

- ・総括コーディネーターの配置・派遣
- ・情報交換会、成果報告会等の開催
- ・指導者登録システムの運用
- ・指導者研修会の開催・運営
- ・指導者研修動画の制作
- ・市町村の地域展開等の推進に係る経費補助

※補助内容

- ・地域クラブ活動の活動費等の支援(指導者謝金、事務局人件費等)
- ・経済的困窮世帯の生徒への支援(参加費・保険料)
- ・推進体制の整備等(コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用等)

方向性



法的根拠

●スポーツ基本法(令和7年改正)(抜粋)

第十七法之二 地方公共団体は、(略)中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

●公立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(令和7年改正)(抜粋)

附則第三条 政府は、(略)次に掲げる措置を講ずるものとする。

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。